

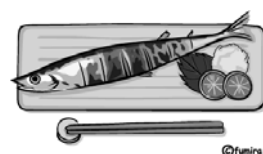
《Labor Communication 2017・9》

「まず、落ち着いてみよう。」最近お付き合いしているドッグトレーナーがもっとも大切にしている言葉です。ワンちゃんと人とは違う生き物でありながら、ひとつ屋根の下に家族として暮らします。「違う生き物同士」だということは、生活をスムーズにそして快適にするためには、お互いのルールを学ばなければならない。そのルールを学ぶためには「落ち着く」ことが大切だといえます。テンションが上がったままでは、よい学びは得ることが出来ないのだと。ワンコとのレッスンから、ひとつひとつの仕事を大切にしていくなためにも、落ち着いて物事を進めていく必要があるのだとあらためて感じました。（小野山英男）

最低賃金の改定

★最低賃金 1,000 円が現実味を！

今年の 10 月から最低賃金が下記のとおりにかわる予定です。施行日は各府県によって異なります。前年と比較しての増額が（ ）内です。今年度も過去最大の引上げとなり、全国平均の時間給は 848 円となっています。また、最高額の東京都（958 円）は、最低額（737 円）との差を 221 円と広げてきていますが、東京オリンピックが開催される頃には、1,000 円を超えることが確実です。ただ、今年は最低賃金の引き上げを巡って、使用者委員は「地元経済は全くよくなっていないのに、最賃だけの引き上げ施策をするのはおかしい」と声を荒げています。『働き方改革』のもとすすめられている最賃の引上げ。最低賃金法第 9 条第 2 項の「……通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」は置き去りでしょうか。



府県	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
大阪府	838 円（19 円増）	858 円（20 円増）	883 円（25 円増）	909 円 （26 円増） 施行予定 9/30
京都府	789 円（16 円増）	807 円（18 円増）	831 円（24 円増）	856 円 （25 円増） 施行予定 10/1
兵庫県	776 円（15 円増）	794 円（18 円増）	819 円（25 円増）	844 円 （25 円増） 施行予定 10/1
滋賀県	746 円（16 円増）	764 円（18 円増）	788 円（24 円増）	813 円 （25 円増） 施行予定 10/5
奈良県	724 円（14 円増）	740 円（16 円増）	762 円（22 円増）	786 円 （24 円増） 施行予定 10/1

厚生年金保険料率の改定および固定

★厚生年金保険料率 9 月(10 月納付)分から変更
183.00/1,000（労使とも 91.50/1,000）△

厚生年金保険法により、いままで毎年保険料率が改定されてきましたが、この 9 月を持って、すべての被保険者の保険料率が固定され、183.00/1,000 となります。現状ではこれ以降、保険料率の改定は予定されていません。再度の法改正がないことを望みます。

育児休業の延長 2 歳まで

★10 月 1 日から、育児休業が 2 歳までに延長

いままで保育園に入れない等の理由で育児休業を 1 歳 6 か月まで延長することが出来ましたが、その期間が 2 歳までさらに延長されます。実務的には自動的に延長されるわけではなく、1 歳から 1 歳 6 か月までに延長するように、再度 1 歳 6 か月になる前に、その日以降について、保育園に入れたい証明書等が必要です。またこの場合、同時に育児休業給付金の受給期間も延長することができます。規則の見直しは、ご相談ください。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

★まだまだ、暑い日が続きます。夏バテにご用心。